

活動保障費に関する規則

■第一章 総則

(目的)

第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会の理事、総務、及び総務候補者に支給する活動保障費について定めることを目的とする。

(活動保障費)

第二条

活動保障費の支給は、理事、総務、および総務候補者に本会の事業が備える公共性と責任を自覚させ、業務の活性化を図ることを目的とする。

■第二章 活動保障費の支給及び減額

(支給範囲及び金額)

第三条

- ① 活動保障費の金額は、別表1から別表2までの通り定める。
- ② やむを得ず在宅で行った業務は、活動保障費の支給対象とすることができる。
- ③ (削除)

(請求)

第四条

- ① 活動保障費を請求する者(以下、請求者)は、学生理事会が定める様式により、活動時間と活動内容を報告し、活動保障費を学生理事会に請求する。
- ② 活動時間の記録は五分単位とする。
- ③ 活動時間の記録は正確を期さなければならない。
- ④ 活動時間は合理的なものでなければならない。

(支給)

第五条

- ① 学生理事会は請求者に対して、請求があれば、前月分までの活動保障費を、請求があつてから十四日以内に、本人に現金で支払わなければならない。
- ② 活動保障費の請求が不当なものと認められる場合には、その請求分について支払わないうことができる。ただし、すみやかに当該請求者から事情を聞き、本人からの求めがある場合は、学生理事会において審議しなければならない。

- ③ 請求者は、六ヶ月前の月より前の月に行った業務にかかる活動保障費について、請求することができない。
- ④ 総務候補者は、総務として理事会で承認されるまで、活動保障費を請求することができない。ただし、総務として理事会で承認された後は、総務候補者のときに行った業務分も含めて、活動保障費を請求することができる。

(減額)

第六条 特定の理事が次に掲げる各号に該当すると認められる場合、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会において、出席者の過半数の賛成によって活動保障費の減額を審議し決定することができる。ただし、その審議において、当該理事に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 業務に怠慢がある場合
- 二 故意または過失により学友会、学友会会員、他の団体または個人に損害を与えた場合

第七条

特定の総務が次に掲げる各号に該当すると認められる場合、学生理事会において、出席者の過半数の賛成によって活動保障費の減額を審議し決定することができる。ただし、その審議において、当該総務に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 業務に怠慢がある場合
- 二 故意または過失により学友会、学友会会員、他の団体または個人に損害を与えた場合

■第三章 補則

(予算案の作成)

第八条

学生理事会は、活動保障費の予算額が不足しないよう予算案を作成しなければならない。

(改廃)

第九条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。

別表

別表 1

割り振り議長の業務以外に適用
理事、総務、総務候補者共通
支給金額

窓口業務：時給 1,000 円

学生理事会（総務、及び総務候補者も出席可能）への参加：時給 1,000 円

その他の業務：時給 1,200 円

別表 2

職位給

体育館会議議長：10,000 円/月

体育館会議副議長：5,000 円/月

柏蔭舎会議議長：1,500 円/月

多目的ホール会議議長：20,000 円/月

コミュニケーション・プラザ割り振り会議議長：10,000 円/月

付 2020 年 10 月 15 日の評議員会において可決、その月から施行